



## 国内初の「ラムサール条約の湿地自治体認証」 を受けた都市となりました。

新潟市は、田園地域と市街地の豊かな価値を循環させながら、都市全体が調和ある発展を遂げる「田園型環境都市」を目指し、これを世界に発信するため、「ラムサール条約の湿地自治体認証」に申請していましたが、このたび、国内初の認証自治体として決定されました。

### ■認証制度とは

湿地の保全・再生、普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準に該当する自治体に対し認証を行うものです。(有効期間6年間、更新あり)

### ■制度の目的

自治体のブランド化、地域における湿地の保全、賢明な利用の促進を図るもの

### ■経緯等

- 条約事務局が自治体認証の2次募集を開始し、国が国内初募集(令和元年10月)
- 本市は、国を通じて、条約事務局に申請書を提出(令和2年3月)
- (新型コロナにより延期されていた)評価を経て、条約常設委員会にて認証自治体が決定(令和4年5月23日～27日開催)
- 条約締約国会議(COP14)において認証式が開催される見込み(11月前半)

### 【今後の展開】

- 「田園型環境都市」の世界的なモデル都市として国内外に広く周知することで、本市の魅力向上やシビックプライドの醸成を図ります。
- 本市におけるラムサール条約登録済みの湿地である佐潟に加え、潜在候補地である福島潟、鳥屋野潟など、湿地のさらなる保全及び賢明な利用の促進を図ります。